

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2021 年 6 月 7 日

新内外綿株式会社

2021年6月7日

大阪市中央区備後町三丁目2番6号
新内外綿株式会社
代表取締役 社長執行役員 長門 秀高

株式交換に関する事前開示事項

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、同年7月26日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、シキボウ株式会社（以下「シキボウ」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同年4月28日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項）

本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

（1）交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	シキボウ (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.64
本株式交換により 交付する株式数	シキボウの普通株式：598,684株（予定）	

（注1）株式の割当比率

シキボウは、当社株式1株に対して、シキボウの普通株式（以下「シキボウ株式」といいます。）0.64株を割当交付いたします。ただし、シキボウが保有する当社株式（2021年4月28日現在1,020,061株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、シキボウ及び当社が協議し合意の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付するシキボウ株式の数

シキボウは、本株式交換に際して、シキボウが当社の発行済株式の全部（ただし、シキボウが保有する当社株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様

(ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、シキボウを除きます。) に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のシキボウ株式を割当交付いたします。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本定時株主総会において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、当社が基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付するシキボウ株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

また、本株式交換に際して交付するシキボウ株式は、全てシキボウが保有する自己株式（2021 年 3 月 31 日現在 944,454 株）を充当する予定であり、シキボウが新たに株式を発行することは予定していないとのことです。

（注 3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、シキボウの単元未満株式（1 単元（100 株）未満の株式）を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、シキボウ株式に関する下記の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及びシキボウの定款第 9 条の規定に基づき、シキボウの単元未満株式を保有する株主の皆様が、シキボウに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数のシキボウ株式を売り渡すことを請求し、これをシキボウから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、シキボウの単元未満株式を保有する株主の皆様が、シキボウに対して、その保有する単元未満株式を買い取ることをシキボウに対して請求することができる制度です。

（注 4）1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、シキボウ株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のシキボウ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

a. 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びシキボウは、2021 年 3 月に、シキボウから当社に対して本株式交換の初期的な申入れが行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、シキボウが当社を完全子会社とすることが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

当社及びシキボウは、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するた

め、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定し、シキボウはファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社りそな銀行を、第三者算定機関としてアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社（以下「ABD」といいます。）を選定いたしました。

当社においては、下記（３）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータスから 2021 年 4 月 27 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人御堂筋法律事務所からの助言、支配株主であるシキボウとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記（３）②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示、助言及び答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、シキボウにおいては、下記（３）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である ABD から 2021 年 4 月 27 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、シキボウの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断したとのことです。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、また、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

b. 算定に関する事項

ア 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるプルータス及びシキボウの第三者算定機関である ABD はいずれも、当社及びシキボウ、並びに本株式交換の成否からは独立した算定機関であり、当社及びシキボウの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

プルータスは、当社については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、

シキボウについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、両社に市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

市場株価法では、両社について 2021 年 4 月 27 日を算定基準日として、証券取引所市場における両社の株式の基準日終値、直近 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の終値の単純平均値を採用しております。

DCF法においては、当社については、当社が作成した 2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの事業計画に基づく将来のフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算出しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、4.582%~6.537%としています。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は 0 %としております。シキボウについては、シキボウが作成した 2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの事業計画に基づく将来のフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を算出しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、4.582%~5.301%としています。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は 0 %としております。

なお、プルータスが DCF 法による算定の前提とした両社の事業計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、近年の市場の流れが合繊を材料とする機能性素材へと移行し、当社の主力製品である空糸の販売が落ち込んでいることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が重なり、2021 年 3 月期において大幅な減益を余儀なくされております。しかし、2022 年 3 月期には新型コロナウイルス感染症の影響から脱却することを前提とし、紡績部門におけるサステナブルな取り組みやテキスタイル・製品部門における積極的な OEM（注 1）/ODM（注 2）企画の提案、綿 100%速乾糸などの高利益率開発商品の投入、J.P.BOSCO における海外売上拡大といった施策の効果によって更なる営業利益の回復を想定しています。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としたものではございません。シキボウにおいては、2021 年 3 月期では新型コロナウイルス感染症による経済の減速、消費マインドの低下などの影響を受けたことにより、売上は減少し、利益水準は低下しております。翌年度以降の計画については、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうとの前提で計画を立てており、コロナ以前の売上及び利益水準に戻るとの計画であるため、現在の状況からは増益が見込まれております。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としたものではないとのことです。

プルータスは、株式交換比率の算定を行うに際して、両社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルー

タスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、独自に調査、検証を行っておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。両社の事業見通し及び財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的かつ適切な手段に従って準備・作成されていることを前提としております。また、プルータスは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、当社はこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータスは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での両社及びその関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

各評価方法による当社株式1株に対するシキボウ株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.52～0.55
D C F 法	0.38～0.78

他方、A B Dは、シキボウについては、同社が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である2021年4月27日を基準日として、算定基準日及び算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の株価終値の平均値を採用しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行ったとのことです。

当社については、同社が東京証券取引所市場第二部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行ったとのことです。

各評価方法におけるシキボウの1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりとのことです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	0.503～0.575
D C F 法	0.348～0.682

A B Dは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びA B Dに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提として

いるとのことです。ABDの算定は、2021年4月27日までにABDが入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、ABDの算定は、シキボウの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

なお、ABDがDCF法による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、近年の市場の流れが合繊を材料とする機能性素材へと移行し、新内外綿の主力製品である杢糸の販売が落ち込んでいることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が重なり、2021年3月期において大幅な減益を余儀なくされております。しかし、2022年3月期には新型コロナウイルス感染症の影響から脱却することを前提とし、紡績部門におけるサステナブルな取り組みやテキスタイル・製品部門における積極的なOEM/ODM企画の提案、綿100%速乾糸などの高利益率開発商品の投入、J.P.BOSCOにおける海外売上拡大といった施策の効果によって更なる営業利益の回復を想定しています。また、本件株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該事業計画は、本件株式交換の実施を前提としておりません。シキボウにおいては、2021年3月期では新型コロナウイルス感染症による経済の減速、消費マインドの低下などの影響を受けたことにより、売上は減少し、利益水準は低下しているとのことです。翌年度以降の計画については、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうとの前提で計画を立てており、コロナ以前の売上及び利益水準に戻るとの計画であるため、現在の状況からは増益が見込まれているとのことです。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としていないとのことです。

(注1) OEMは、Original Equipment Manufacturerの略です。

(注2) ODMは、Original Design Manufacturingの略で、メーカーが、委託者ブランドの製品を設計から製造まで請け負うことです。

(2) 交換対価としてシキボウ株式を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項2号）

当社及びシキボウは、本株式交換の対価として、シキボウ株式を選択いたしました。

シキボウ株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換後も引き続き流動性を有するため取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆様が本株式交換による当社の完全子会社化により生ずる企業価値向上の効果を享受することが可能であること等を考慮して、上記の選択は適切であると判断いたしました。

本株式交換により、本効力発生日をもって、シキボウは当社の完全親会社となり、完全子会社となる当社株式は東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準に従って、2021年7月20日付で上場廃止（最終売買日は2021年7月19日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるシキボウ株式は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所市場第一部におい

て取引が可能であることから、基準時において当社株式を 157 株以上保有し、本株式交換によりシキボウの単元株式数である 100 株以上のシキボウ株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において 157 株未満の当社株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たないシキボウ株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望によりシキボウの単元未満株式の買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記 2. (1) ①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注 3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記 2. (1) ①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注 4)「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

(3) シキボウ以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号）

① 公正性を担保するための措置

当社及びシキボウは、本株式交換の検討にあたって、シキボウが既に当社株式 1,020,061 株（2021 年 4 月 28 日現在、発行済株式総数 1,959,800 株に占める割合にして 52.0%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有し、当社はシキボウの連結子会社に該当すること及びシキボウ出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点に基づき、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断して、下記の措置を実施しております。

a. 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、シキボウ及び当社、並びに本株式交換の成否から独立した第三者算定機関であるプルータスから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2021 年 4 月 27 日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。算定書の概要は、上記 (1) ②b.「算定に関する事項」のイ「算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、プルータスがシキボウ及び本株式交換の成否から独立しており、かつ、高度な専門性を有していること、その算定結果及び算定過程においても特に不合理な点は認められないこと、最終的な株式交換比率が上記第三者機関から提出された算定結果の中央値より相応に高い比率で妥結されたこと、他に独立した特別委員会への諮問その他公正性を担保する措置が複数講じられていること、特別委員会からも同様の理由でフェアネス・オピニオンを取得する必要性は認められない旨の意見を得ていることから、プルータスより、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

他方、シキボウは、当社及びシキボウ、並びに本株式交換の成否から独立した第三者

算定機関であるABDから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、2021年4月27日付で、株式交換比率に関する算定書の提出を受けたとのことです。算定書の概要は、上記(1)②b.「算定に関する事項」のイ「算定の概要」をご参照ください。なお、シキボウは、ABDから、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

b. 独立した法律事務所からの助言

当社は、弁護士法人御堂筋法律事務所を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、弁護士法人御堂筋法律事務所は、シキボウ及び当社、並びに本株式交換の成否から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

他方、シキボウは、弁護士法人淀屋橋・山上合同を本株式交換のリーガル・アドバイザーとして選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、シキボウ及び当社、並びに本株式交換の成否から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

当社は、シキボウが既に当社株式1,020,061株（2021年4月28日現在、発行済株式総数1,959,800株に占める割合にして52.0%）を保有している支配株主であること及びシキボウ出身の取締役が存在すること等から、本株式交換について利益相反の疑義を回避する観点に基づき、下記の措置を講じております。

a. 当社における、利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、2021年3月12日、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、シキボウ及び本株式交換の成否から独立している、当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている田淵義文氏、及び社外監査役である中山宣幸氏（弁護士、西野・中山法律事務所）並びに社外監査役である辻本誠氏（公認会計士、辻本公認会計士事務所）の3名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、(i)本株式交換が当社の企業価値を向上させるものと判断できるか、(ii)本株式交換の条件（株式交換比率を含みます。）の公正性が確保されているか、(iii)本株式交換に係る手続が株主の利益に配慮し、株主にとって公正な手続を通じて行われていると認められるかを踏まえて、総合的に検討して、本株

式交換が少数株主にとって不利益でないものと言えるか（以下、これらの諮問事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。

本特別委員会は、2021年3月12日から2021年4月27日までに、会合を合計9回、合計約20時間にわたって開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず第1回特別委員会において、各委員の独立性を改めて確認した上で、委員長として田淵義文氏が選定され、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス並びにリーガル・アドバイザーである弁護士法人御堂筋法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、それぞれを当社の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認するとともに、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができる旨を確認し、シキボウの役職員を現に兼任する役職員については、本株式交換の検討、意思決定、交渉等に参加させないことを確認した上で、社内担当者の独立性を確認しました。なお、上記社内担当者のうち、長門秀高氏（代表取締役）、石田仁紀氏（取締役）については、シキボウの出身者ですが、それぞれ約10年前、約3年前にシキボウの役職員から離れており、また、本株式交換に関して、シキボウ側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本株式交換における当社の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しました。加えて、両名は、当社の事業及び技術領域に精通しているため、その知見を本株式交換に係る検討に活用する必要性が高いことも踏まえ、上記社内担当者として、本株式交換の検討、意思決定、交渉等に参加しております。

第2回特別委員会では、当社より現時点の事業計画に関する説明が行われるとともに、適宜、特別委員会から事業計画内容に関する質疑応答を経た上で、その後、当社の経営陣に対する本株式交換に関するインタビューを行う際のインタビュー事項について協議・検討が行われました。第3回特別委員会では、当社の経営陣より、改めて事業計画内容の説明を受けた上で、本株式交換に対する当社経営陣の認識等に関するインタビュー及び質疑応答を行うとともに、その後、シキボウの経営陣に対する本株式交換に関するインタビューを行う際のインタビュー事項について協議・検討が行われ、加えて、本株式交換に関する公正性を担保するための措置について協議が行われました。第4回特別委員会では、シキボウの経営陣に対して、本株式交換に対するシキボウ経営陣の認識等に関するインタビュー及び質疑応答を行うとともに、その後、弁護士法人御堂筋法律事務所からは、法務デュー・ディリジェンスに関する概要の報告を受け、プルータスからは、本株式交換比率に関する協議状況に関する報告を受けました。その後、第5回特別委員会では、弁護士法人御堂筋法律事務所より法務デュー・ディリジェンスの結果報告を受け、プルータスより初期的な本株式交換比率算定に関する説明を受けた上で、シキボウとの本株式交換比率に関する交渉方針を協議、検討し、社内担当者に対する交渉方法の助言内容を決定し、あわせて答申書の内容に関する検討・協議を行いました。第6回特別委員会では、第5回特別委員会で決定した方針に基づいて、シキボウとの間で

本株式交換比率に関する交渉を行った結果、シキボウ側から提示された質問書の報告、説明を受けた上で、当該質問書に対する回答内容を検討するとともに、プレスリリースの内容に関する検討・協議を行いました。第7回特別委員会では、プルータスより、さらに検討を進めた結果としての本株式交換比率に関する算定状況の説明を受けた上で、必要な質疑応答を行い、シキボウとの交渉方法の助言内容を決定し、あわせて答申書の内容に関する検討・協議を行いました。第8回特別委員会では、プルータスから株式交換比率に関する算定報告書の説明を受けて、適宜質疑応答が行われた後、答申書及びプレスリリースの内容について確認・検討・協議が行われました。以上の各委員会を経て、最終回である第9回特別委員会では、答申書及びプレスリリースの最終版が確認され、特別委員会として答申書の内容が決定されました。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、本株式交換は、当社の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2021年4月27日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

- b. 当社における、利害関係を有しない取締役の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

2021年4月28日現在、新内外綿においてシキボウの役職を兼任している取締役はならず、長門秀高氏（代表取締役）、石田仁紀氏（取締役）については、シキボウの出身者ですが、それぞれ約10年前、約3年前にシキボウの役職員から離れていることなどから、本株式交換における新内外綿の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しています。

もっとも、石田仁紀氏についてはシキボウの役職を離れたのが約3年前と比較的近時であり、特別委員会からも審議及び決議に参加すべきでない旨の提言がありました。

これを受け、2021年4月28日開催の取締役会では、石田仁紀氏を除く3名の取締役（長門秀高氏、田邊謙太郎氏、田淵義文氏）が参加して審議及び決議を行うこととし、全員の承認を得ております。

なお、上記の取締役会には、シキボウ執行役員兼務者を除く監査役3名（社外監査役を含みます。）が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

- （4）株式交換完全親会社となるシキボウの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項）

本株式交換により増加するシキボウの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従い、シキボウが決定いたします。これは、シキボウの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

(1) シキボウの定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

シキボウの定款は、別紙 2 のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

シキボウ株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されています。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

シキボウ株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2021 年 4 月 28 日）の前営業日を基準として、1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるシキボウ株式の終値の平均は、それぞれ 988 円及び 1,011 円です。

また、シキボウ株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<http://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) シキボウの過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

シキボウは、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします（同号二(3)）。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) シキボウの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

シキボウの最終事業年度（2021 年 3 月期）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ、同項第 2 号イ）

① 当社

- a. 当社は、2021 年 4 月 28 日開催の取締役会において、連結親会社であるシキボウとの間で、シキボウを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、同年 6 月 22 日に開催予定の当社の臨時株主総会の決議による承認を得た上で、同年 7 月 26 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容は、別紙 1 のとおりです。
- b. 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会により、基準時の直前の時点において保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第 785 条第 1 項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

②シキボウ

- a. シキボウは、2021 年 4 月 28 日開催の取締役会において、連結子会社である当社との間で、シキボウを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021 年 7 月 26 日を効力発生日として行う予定です。本株式交換の内容は、別紙 1 のとおりです。
- b. シキボウは、2021 年 3 月期に係る配当金として、2020 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 40 円の剰余金の配当を行いました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以 上

株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。



株式交換契約書

シキボウ株式会社（以下「甲」という。）と新内外綿株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：シキボウ株式会社

住所：大阪市中央区備後町三丁目2番6号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：新内外綿株式会社

住所：大阪市中央区備後町三丁目2番6号

第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年7月26日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.64を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.64株の割合をもって



甲の普通株式を割り当てる。

- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 金0円

第6条（株式交換承認決議等）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。また、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第8条（剰余金の配当）

- 1 甲は、2021年3月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者に対し、1株当たり40円又は甲及び乙が別途書面で合意する金額を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- 2 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結後、効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第 10 条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第 6 条各項に定める甲の株主総会又は乙の株主総会の承認が得られなかったとき（但し、甲については株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、法令に定める関係官庁の認可若しくは承認を得られなかったとき、又は第 10 条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（印紙税）

本契約書にかかる印紙税は、甲乙折半して各自負担する。

第 14 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 4 月 28 日

甲： 大阪府中央区備後町三丁目 2 番 6 号

シキボウ株式会社

代表取締役 社長執行役員 清 原 幹 夫



乙： 大阪府中央区備後町三丁目 2 番 6 号

新内外綿株式会社

代表取締役 社長執行役員 長 門 秀 高





シキボウの定款

次ページ以降をご参照ください。

定 款

平成30年6月28日改定

シキボウ株式会社

シキボウ株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、シキボウ株式会社と称し、その英文はSHIKIBO LTD.とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種繊維工業品の製造、加工および販売
2. 綿、合繊綿の販売および販売の斡旋
3. 各種化学工業品の製造、加工および販売
4. 医薬品、医薬部外品および医療用器具の製造、加工および販売
5. 食品の加工および販売
6. 食品添加物の製造、加工および販売
7. 一般機械器具、装置の設計、製造および販売
8. プリント配線基板、電子機器用部品の設計、製造および販売
9. インテリア製品の設計、製造および販売
10. 陶磁器の製造および販売
11. プラスチック、繊維強化プラスチックの製造
12. プラスチック、繊維強化プラスチックを原材料とする電力用絶縁機器、建築用部材および自動車・航空機用部品の製造、加工および販売
13. 不動産の売買、貸借および管理
14. スポーツ等レジャーに関する施設の経営
15. 倉庫業
16. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
17. 有価証券の取得および運用
18. 融資、債務の保証等の信用供与
19. 石油類の販売
20. 有料職業紹介事業および労働者派遣事業
21. 再生可能エネルギーを利用した発電および電気の供給、販売
22. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会

3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3, 500万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

- 2 株主総会は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会の決議によって代表取締役(複

数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。)が招集し、代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役が招集する。

(開催場所)

第13条 当社は、大阪府大阪市またはこれに隣接する地において株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、取締役会長またはあらかじめ取締役会が定めた者がこれにあたる。

2 前項に規定する者に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。

(決議の要件)

第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に特に定められた場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項の規定によるべき総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が議決権を代理人に行使させるときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主1名に限る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会等

(員数)

第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は12名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第20条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠によって選任された監査等委員である取締役の任期は、前任の監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、会長1名を選定することができる。

(執行役員)

第23条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会が定める執行役員規程による。

2 取締役会は、その決議によって社長執行役員その他役付執行役員を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第24条 取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会長またはあらかじめ取締役会が定めた他の取締役が招集し、その議長となる。

2 前項に規定する者に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の要件)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たすときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 取締役会の決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(監査等委員会の決議の要件)

第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第33条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を過ぎてもこれを受け取らないときは、当会社の所得として整理する。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第203期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。

シキボウの最終事業年度（2021 年 3 月期）に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、輸出や国内消費の減少、企業収益の悪化など厳しい状況にあります。政府による様々な需要喚起策などにより、一時は回復の兆しが見られたものの、1月から一部の地域で緊急事態宣言の再発出や、まん延防止等重点措置が適用されたこと、さらに、変異株の感染拡大により緊急事態宣言が再々発出されるなど、日本経済の停滞は長期化しています。また、世界経済においても同様に厳しい状況が続いており、今後の感染状況によっては景気回復が遅れ、経済の停滞がさらに長期化する可能性もあることから、先行きの見通しは依然として不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループでは3カ年の中期経営計画「Challenge to the Growth final stage 2018-2020」（通称：CG final 18-20）を一時凍結し、コロナ禍に対応するための緊急経営計画「Revival Plan 2020-2021」（通称：Revival 20-21）を策定し、実行しております。Revival 20-21のセグメント別の基本戦略は、次のとおりです。

(1) 繊維セグメント

生産販売基盤の再構築と機能的連携による収益の拡大

(2) 産業材セグメント

①産業資材部門

新型コロナによる収益悪化をミニマイズするための実効性・即効性のある対策の実行

ニューノーマルに対応し、採算性・新規性を重視した事業運営のゼロベース変革

カンバス・フィルターの事業間の垣根を超えた販売戦略の立案と実行

②機能材料部門

新中核事業として事業基盤を固める

化成品事業は持続的な拡大と収益確保

複合材料事業は成長軌道への復帰に向けて事業体制を再構築

(3) 不動産・サービスセグメント

地域密着でトップを走る

1年目（2020年度）は、CG final 18-20の基本方針を踏襲しながら、急激な事業環境悪化に対して文字どおり緊急対応を進め、「止めること」「変えること」に取り組みました。

「止めること」では、工場の一時休業、管理販売費など経費の見直しによる支出の削減、今後の採算の改善が見込めなくなった繊維製品事業の見直しなどを行いました。また、「変えること」では、WEBを使った商談やバーチャル展示会の開催など、新たな仕事のやり方・提案方法の実施に取り組み、抗ウイルス加工などの衛生加工商材の拡販を行い、経済的損失を最小限にとどめることができたを受け止めております。

その結果、売上高は335億19百万円（前期比11.9%減）、営業利益は11億96百万

円（同38.9%減）、経常利益は9億36百万円（同40.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9百万円（同99.0%減）となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりです。

【繊維セグメント】

繊維セグメントでは、各事業分野において新型コロナウイルス感染症の影響を受けております。特に緊急事態宣言下には、百貨店等の休業や営業活動の制限により、モノの動きやヒトの動きが止まり、大きな影響を受けました。

原糸販売事業は、国内市場においては中高級衣料品の需要低迷の継続に加え、各種産地向け販売での受注減少が大きく、操業調整等により原価低減を行っておりますが、原綿価格の上昇もあり、損益面で厳しい状況となりました。

輸出衣料事業は、中東市場においてもコロナ禍の影響が継続し、市場は回復基調ではあるものの、依然として先行きは不透明な状況が継続しております。

ユニフォーム事業は、ユニフォーム生地販売では備蓄アパレルでの在庫過多の影響や企業制服更新の延期等で、ニット製品販売では各アパレルでの発注抑制の影響で苦戦をいたしました。しかしながら、抗ウイルス加工「フルテクト®」を使用した素材につきましては、大手量販店でのマスク製品販売や作業着用途や一般衣料用途等、幅広い用途向けの販売が拡大し、利益回復に貢献しております。

生活資材事業は、リネン資材分野においてはホテル等のリネンサプライ関連が苦戦いたしました。リビング分野においてはコロナ禍における巣ごもり需要による販売増加や「フルテクト®」を使用した素材販売の増加により堅調に推移いたしました。

以上の結果、繊維セグメント全体としての売上高は179億26百万円（前期比11.8%減）となり、営業損失は1億92百万円（前期は2億72百万円の営業損失）となりました。

【産業材セグメント】

産業材セグメントにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、受注の減少が継続しております。

産業資材部門では、製紙用ドライヤーカンバス事業は、紙生産量の減少に伴いカンバス需要も低調に推移し減収となりました。フィルタークロス事業は、官公需が堅調に推移いたしました。民間需要が低迷し減収となりました。利益面では各種コスト低減施策が奏功し増益となりました。空気清浄機分野では、下期は需要が回復したものの、上期の需要減退の影響が大きく、通期では減収減益となりました。

機能材料部門では、化成品事業は食品用途の増粘多糖類等が堅調に推移いたしました。一方で中国向けの化学品輸出が、市況悪化の影響により需要減少となり、全体では減収となりました。しかし、コスト低減効果により、利益面では増益となりました。複合材料事業は、電力分野向け等の複合材料部材は堅調に推移いたしました。航空機用途では、新型コロナウイルス感染症による航空機需要減の影響を受け、受注量が大幅に減少した結果、全体では減収となりました。

以上の結果、産業材セグメント全体としての売上高は108億3百万円（前期比12.1%減）となり、営業利益は2億47百万円（同72.2%減）となりました。

【不動産・サービスセグメント】

不動産賃貸事業は堅調に推移いたしました。しかしながら、リネンサプライ事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きなダメージを受けました。一時はGo To トラベル事業により回復の兆しがありましたが、年度を通して非常に苦戦いたしました。

以上の結果、不動産・サービスセグメント全体としての売上高は54億34百万円(前期比10.2%減)となり、営業利益は17億2百万円(同10.6%減)となりました。

2. 資金調達の状況

当期は、長期借入により70億18百万円、社債発行により12億84百万円の調達を行う一方、64億44百万円の長期借入金返済、13億00百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は3億78百万円減少いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、271億53百万円(前期末比1億92百万円増)となりました。

3. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、繊維セグメントでは品質向上および高付加価値化による競争力の強化のため設備の更新を行いました。産業材セグメントの産業資材部門では、生産能力の向上と新規需要への対応のため鈴鹿工場を増築し新型織機の設置を行いました。不動産・サービスセグメントでは不動産賃貸商業施設およびリネンサプライ設備の更新を行いました。

4. 対処すべき課題

わが国経済の見通しについては、現下、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、個人消費の落ち込み、企業収益や雇用環境の悪化など厳しい状況が継続しております。世界においても同様に経済活動が低下し、経済の先行きは依然として不透明な状況であります。

このような経営環境の中、当社グループにおいても、各セグメントにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響が出ております。2020年度は中期経営計画「Challenge to the Growth final stage 2018-2020」(以下「本中期経営計画」という。)の最終年度でありましたが、この状況に対応するため本中期経営計画を凍結し、代わりに緊急経営計画「Revival Plan 2020-2021」(以下「本緊急経営計画」という。)を実行しております。本緊急経営計画の2年目である2021年度では、現在取り組んでいる社会的課題、環境的課題に対応する衛生加工商材やサステナブル商材等の拡販を通じて、新常態に対応することで成長を「加速すること」、そして、海外市場の開拓や同業他社との連携などにより、新たな事業やビジネスモデルを「創ること」に取り組んでまいります。新型コロナウイルス感染症がもたらした急激な環境の変化における経済的影響を食い止めることで、来るアフターコロナの新たな日常に対応し、本中期経営計画の基本方針および本緊急経営計画に沿った施策を着実に実施していくことで、本中期経営計画の最終年度および次期中期経営計画につなげてまいりたいと考えております。

「繊維セグメント」は、紡績から織布・編み立て、加工、縫製までのトレーサビリティを有した自社製造拠点を国内外に有している強みを活かし、「Made in

shikibo」としてSDGsに対応した環境配慮型素材の開発や独自性のある衛生機能加工素材、加工技術、品質管理を核にした差別化戦略を進めます。また、サステナビリティ（持続可能性）への貢献についても積極的に取り組みを実施することで、収益拡大を図ります。

原糸販売分野は、国内外生産拠点の技術高度化・連携強化により、海外市場での販売活動を一層強化いたします。その一環として、2021年4月28日開催の取締役会において、上場子会社である新内外綿株式会社について同社を当社の完全子会社とする旨の株式交換契約を締結し、同社の株主総会決議を経て完全子会社とすることを決議いたしました。今後、同社の原料、生産、商品、販売先等の経営資源を機動的、効率的に活用してまいります。

テキスタイル分野は、海外市場へも衛生関連等の各種機能加工商材を積極的に提案し、販売活動を行うことで、収益拡大を図ります。

製品分野は、当社が強みとする衛生関連等の各種機能加工商材の客先提案や、ベトナム協力会社での紡績から縫製までの各製造工程での技術指導による品質面や価格面での優位性をアピールし、国内外での事業拡大に努めます。

「産業材セグメント」は、産業資材部門では、引き続き主力商品の製紙用ドライヤーカンバス並びにフィルタークロスでの国内トップポジションを堅持するとともに、海外事業につきましては、販売活動に制約はあるものの商圏維持に努め、中国の生産拠点における体質強化に注力し、基盤の安定化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染の長期化並びにアフターコロナの市場環境を見据え、需要増が期待できる段ボール製造用コルゲーターベルト、微細粒子濾過用のフィルタークロスでの新商品開発を加速させ、拡販に努めてまいります。

機能材料部門では、化成品事業および複合材料事業を新中核事業に位置付けており、アフターコロナに向けて事業基盤を固めてまいります。

化成品事業は、食品分野において新規商材の開発や新たな用途開発の取り組みを進め、業務提携先の市場開拓を支援するとともに、生産面では自動化による生産効率向上に努めてまいります。

複合材料事業は、航空機分野の市場回復には時間を要する状況にありますが、中長期では拡大が見込まれる分野であり、今後の需要回復に備えて生産技術力・コスト競争力を高めてまいります。また当社が持つオートクレーブなどの大型設備や製造技術を活かし、一般産業分野などの市場開拓に取り組んでまいります。

「不動産・サービスセグメント」は、不動産賃貸事業、リネンサプライ事業、物流事業、ゴルフ場事業、それぞれ、新型コロナウイルス感染症の影響の極小化を図り、収益維持を図りつつ、同感染症の収束を見極め、分野によって積極展開を目指してまいります。

なお、2022年3月期の連結業績見通しにつきましては、売上高354億円（前期比5.6%増）、営業利益16億円（同33.7%増）、経常利益13億円（同38.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8億円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益9百万円）を見込んでおります。

5. 財産および損益の状況の推移

	区 分	第205期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第206期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第207期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第208期(当期) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
営業成績	売上高(百万円)	41,357	40,804	38,037	33,519
	経常利益(百万円)	2,352	2,112	1,573	936
	親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,499	△1,425	961	9
	または当期純損失(△)				
	1株当たり当期純利益または当期純損失(円)(△)	135.77	△132.10	89.18	0.91
財産の状況	純資産(百万円)	33,997	32,460	32,549	31,855
	1株当たり純資産額(円)	3,024.35	2,884.12	2,902.35	2,869.61
	総資産(百万円)	87,343	84,949	85,128	82,679

- (注) 1. 2017年10月1日付で、普通株式について10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。第205期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。
2. 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第206期の期首から適用しており、第205期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

6. 重要な子会社の状況(2021年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
新内外綿株式会社	731百万円	52.32%	各種繊維製品の加工および販売
敷島カンバス株式会社	290百万円	100.00%	製紙用ドライヤーカンバスおよびフィルタークロス等の販売
株式会社シキボウサービス	90百万円	100.00%	不動産の管理、石油製品の販売、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
株式会社マーメイドスポーツ	100百万円	100.00%	ゴルフ場の経営
シキボウリネン株式会社	40百万円	100.00%	リネンサプライおよびホームクリーニング
丸ホームテキスタイル株式会社	60百万円	100.00%	各種織物、繊維資材、寝具類および寝装品の製造・販売
株式会社マーメイドアパレル	100百万円	100.00%	繊維製品の企画・製造・販売
株式会社マーメイドテキスタイル インダストリーインドネシア	40,560千ドル	98.03%	各種繊維製品の製造・販売

(注) 株式会社マーメイドアパレルは、2021年5月31日開催の株主総会にて、解散および清算することを決議し、今後、法令に従い必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定であります。

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	主要な品目またはサービス
繊維セグメント	紡績糸、加工糸、ミシン糸、織物生地、織物製品、ニット生地、ニット製品、寝装生地、寝装製品、家庭雑貨用品、受託整理加工、縫製加工
産業材セグメント (産業資材部門) (機能材料部門)	製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス 工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業用機械、陶磁器
不動産・サービスセグメント	不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送業、ゴルフ場、保険代理店業

8. 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

(1) 当 社

本 社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号
支 社	東京支社（東京都中央区）
研 究 所	中央研究所（滋賀県東近江市）
工場および事業所	富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、尾道事業所（広島県尾道市）、長野事業所（長野県上伊那郡）

(2) 子会社等

繊維セグメント (国 内) (海 外)	株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、株式会社マーメイドアパレル、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区） 上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、敷紡（香港）有限公司（以上、中国）、ジェイ・ピー・ボスコ株式会社（タイ）、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア）
産業材セグメント (国 内) (海 外)	東洋空調和株式会社（東京都新宿区）、小田陶器株式会社（岐阜県瑞浪市）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市） 敷島工業織物（無錫）有限公司（中国）
不動産・サービスセグメント	株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Jリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）、株式会社マーメイドスポーツ（広島県福山市）

9. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,312 名	107名減

10. 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高（百万円）
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,403
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,742
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,767

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である新内外綿株式会社（以下「新内外綿」という。）との間で、当社を株式交換完全親会社、新内外綿を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、当社と新内外綿との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結しました。

なお、本株式交換は、当社においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けることなく、また、新内外綿においては、2021年6月22日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において本株式交換契約の承認を受けた上で、2021年7月26日を効力発生日として行うことを予定しております。また、本株式交換は、本定時株主総会の承認が得られていること等を条件としております。本株式交換の効力発生日に先立ち、新内外綿の普通株式（以下「新内外綿株式」という。）は、株式会社東京証券取引所市場第二部において、2021年7月20日付で上場廃止（最終売買日は2021年7月19日）となる予定です。

（1）本株式交換の目的

現在、両社の置かれている事業環境は、国内市場においては、人口減少と高齢化による市場規模の縮小、加えて、国際調達を前提とした製造小売業の台頭により、従来のアパレル業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このような市場背景のなかで、当社の繊維部門と新内外綿が従来どおりにそれぞれの狭い事業領域で運営を行っていくことは不合理であります。生産、販売において、情報を共有し、原材料の調達などにおいては、両社で共有して行っていくことによりスケールメリットなどを享受することが可能となり、それぞれの持つ調達拠点、生産拠点を効率的に活用し全体最適を図る戦略をとることで、全体として利益の最大化を図るという戦略の転換を企図しております。

上述の戦略の転換により、両社には以下のような相乗効果が期待できます。

① まずは、商品開発や技術開発における相乗効果です。

新内外綿は、異種の原綿を混合して製糸する技術に強みがあります。一方、当社は、織・編みの設備、加工の設備を持ちます。代表例として、当社の子会社である株式会社シキボウ江南が保有する糸の連続シルケット（シルケット加工は、通常扁平で縮れた綿の繊維を膨潤させることにより光沢を与える加工方法）設備は、日本では唯一、世界でも数少ない設備です。当社が連続シルケット加工糸を、市場のターゲットプライスに合った価格で新内外綿に供給することで、新内外綿の得意とする高級アパレル市場に展開することも期待できます。

こういった生産ノウハウを巧みに組み合わせることによって、他社にはない製品づくりの可能性が広がると考えております。

- ② 次に、それぞれの生産拠点の活用においても効率化と事業機会拡大の相乗効果が期待できます。

綿糸製造において、当社は富山工場、株式会社マーメイドテキスタイルインドネシア(インドネシア)、ベトナムの提携工場等を、新内外綿は、株式会社ナイガイトテキスタイル、ジェイ・ピー・ボスコ株式会社(タイ)の提携工場、中国の提携工場等を生産背景としています。短期的には、直営工場の生産量の安定化を図り、原糸販売量を確保するよう調整の仕組みを設けるといった取り組みが考えられます。また、中期的には、当社と新内外綿の有する生産背景を俯瞰した原綿調達計画、生産計画、在庫管理等においてITを活用した一元管理を行うことで、迅速な対応が可能となり、ビジネスチャンスが広がってくるものと考えております。これにより、新たな市場への参入、市場占有率の向上など、収益拡大の仕組みを構築することも可能になります。

以上の認識のもと、両社において株式交換比率を含む本株式交換の諸条件についての検討および協議を経て合意に至り、2021年4月28日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

(2) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	2021年4月28日
本株式交換契約締結日(両社)	2021年4月28日
本定時株主総会開催日(新内外綿)	2021年6月22日(予定)
最終売買日(新内外綿)	2021年7月19日(予定)
上場廃止日(新内外綿)	2021年7月20日(予定)
本株式交換の効力発生日	2021年7月26日(予定)

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	新内外綿 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.64
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式: 598,684株(予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

当社は、新内外綿株式1株に対して、当社の普通株式(以下「当社株式」という。)0.64株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する新内外綿株式(2021年4月28日現在1,020,061株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」という。)は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社および新内外綿が協議し合意の上、変更することがあります。

(注) 2. 本株式交換により交付する当社株式

本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式(2021年3月31日現在944,454株)を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

③ 本株式交換に係る割当ての内容の根拠および理由

当社および新内外綿は、本株式交換比率の決定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社りそな銀行を、第三者算定機関としてアドバンスト・ビジネス・ダイレクションズ株式会社（以下「ABD」という。）を、新内外綿は株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」という。）をファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関であるABDから2021年4月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

新内外綿においては、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、新内外綿の第三者算定機関であるプルータスから2021年4月27日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである弁護士法人御堂筋法律事務所からの助言、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会からの指示、助言および答申書等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、新内外綿の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

(3) 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式総数 11,810,829株(うち自己株式 944,454株)
- (3) 株主数 12,102名

(4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	657	6.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	521	4.80
シキボウ従業員持株会	499	4.59
シキボウ取引先持株会	314	2.89
株式会社鴻池組	247	2.27
東京海上日動火災保険株式会社	244	2.25
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	218	2.01
株式会社日本カストディ銀行株式会社（信託口5）	159	1.47
株式会社日本カストディ銀行株式会社（信託口6）	149	1.38
株式会社日本カストディ銀行株式会社（信託口1）	129	1.19

- (注) 1. 当社は、自己株式を944,454株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は株式報酬制度（役員向け株式給付信託）を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が当社株式77,454株を取得しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員等の状況

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	清 原 幹 夫	
取締役 常務執行役員	大 森 良 行	機能材料部門長 兼 同部門総括部長
取締役 上席執行役員	竹 田 広 明	コーポレート部門長
取締役 (常勤監査等委員)	邨 上 義 一	
取締役 (監査等委員)	山 條 博 通	泉州電業㈱常勤監査等委員

取締役 (監査等委員)	野 邊 義 郎	野邊義郎公認会計士・税理士事務所 公認会計士
----------------	---------	------------------------

- (注) 1. 取締役(監査等委員)山條博通および野邊義郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)邨上義一氏は、当社内の経理関連部門での経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、邨上義一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)山條博通および野邊義郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続して更新する予定であります。

当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役(監査等委員を除く。)および執行役員の個人別の報酬等に係る決定方針(以下「決定方針」という。)を定めております。

(i) 決定方針決定の方法

決定方針は、任意の諮問委員会である人事委員会の諮問を経て、監査等委員会の審議の後、取締役会で決定しております。

(ii) 決定方針の内容の概要

決定方針は、同業または同規模の他企業の役員報酬水準を踏まえ、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度により変動する全社業績報酬、各部門の業績達成度により変動する部門業績報酬、当社グループの将来価値の向上に資するための中長期的インセンティブとしての株式報酬で構成されております。

基本報酬の額は、株式配当可能な業績を前提として、各取締役(監査等委員を除く。)および執行役員が委嘱された役位、社会水準等を勘案した額とし、赤字が生じた場合は減額することがあります。

全社業績報酬の額は、全社業績および株式配当可能額(実績は26頁に記載しております。)を勘案して算定されます。部門業績報酬の額は、各事業部門の業績(実績は20頁から22頁に記載しております。)に応じてその部門を担当する取締役(監査等委員を除く。)および執行役員の基本報酬の額に係

数を乗じ算定されます。

これら指標は、当社グループの将来的価値の向上に資するものとして、業績連動報酬の額の算定の基礎としております。

基本報酬の額、全社業績報酬の額および部門業績報酬の額は、毎年6月に決定し7月から12カ月にわたり毎月同額を支給いたします。

株式報酬は、役員報酬に係る役員株式給付規程に従い、各取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の退任時期に当社株式を交付するもので、交付される株式数は、その委嘱された役位に応じて、月々株式ポイントを付与し、1ポイント1株として算定されます。

取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等における上記種類別の報酬割合は、人事委員会の答申および監査等委員会の意見に基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬の割合が高くなるよう取締役会で決定しております。

(iii) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、代表取締役社長執行役員に具体的内容（個人別の基本報酬および部門業績報酬の額）の決定を委任しております。取締役会は、その決定にあたり代表取締役社長執行役員が人事委員会における答申および監査等委員会の意見を踏まえることを条件としており、当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであるとの判断をしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員である取締役以外の取締役（3名）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第205期定時株主総会において月額2,400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第203期定時株主総会において監査等委員である取締役以外の取締役（5名）を対象とする役員向け株式報酬制度の導入について決議がされており、当該株式報酬制度で拠出する金銭の上限額は1億円となっております。

監査等委員である取締役（4名）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第203期定時株主総会において月額500万円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

委任を受けた者	代表取締役 社長執行役員 清原幹夫
委任された権限の内容	個人別の基本報酬および部門業績報酬の額の決定
権限を委任した理由	代表取締役社長執行役員は、当社グループ全体の業績を把握しており、各取締役が担当する事業に対する評価を行うのに適任であるため委任しております。
委任された権限が適切に行使されるようにするために講じた措置	① (iii) をご参照ください。

④当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
監査等委員である取締役以外の取締役	41	34	3	3	4
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	29 (11)	29 (11)	—	—	6 (5)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役(監査等委員) 山條博通氏は泉州電業㈱の常勤監査等委員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員) 野邊義郎氏は野邊義郎公認会計士・税理士事務所の公認会計士であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③取締役会および監査等委員会への出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	区 分	主な活動内容
佐藤 嘉彦	取締役 (監査等委員)	取締役会3回のうち3回出席、また、監査等委員会3回のうち3回出席し、主に事業会社の経営者としての見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である人事委員会1回のうち1回に委員として出席し、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。
平岡 三明	取締役 (監査等委員)	取締役会3回のうち3回出席、また、監査等委員会3回のうち3回出席し、主に金融機関での経験に基づく見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である人事委員会1回のうち1回に委員として出席し、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。
山條 博通	取締役 (監査等委員)	取締役会16回のうち16回出席、また、監査等委員会14回のうち14回出席し、主に金融機関での経験および事業会社の役員としての経験に基づく見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である人事委員会2回のうち2回に委員として出席、およびこれに付随する幹部従業員昇格プログラムに参画し、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。 さらに、新内外綿㈱を当社完全子会社とする株式交換に係る特別委員会3回のうち3回に委員として出席し、同社の完全子会社化による事業への影響について、上記の見地から意見交換等必要な発言を行っております。
野邊 義郎	取締役 (監査等委員)	取締役会16回のうち16回出席、また、監査等委員会14回のうち14回出席し、主に公認会計士としての経験および事業会社での監査役としての経験に基づく見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。 また、任意の諮問委員会である人事委員会2回のうち2回に委員として出席、およびこれに付随する幹部従業員昇格プログラムに参画し、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。

		さらに、新内外綿㈱を当社完全子会社とする株式交換に係る特別委員会3回のうち3回に委員として出席し、同社の完全子会社化による事業への影響について、上記の見地から意見交換等必要な発言を行っております。
--	--	--

(注) 山條博通氏および野邊義郎氏は2021年4月以降、上表記載の特別委員会2回のうち山條博通氏については2回、野邊義郎氏については1回に委員として出席し、新内外綿㈱の完全子会社化による事業への影響、交換比率の妥当性について、上表記載の見地から意見交換等必要な発言を行っております。

(6) 当社の報酬等

当事業年度において社外役員（5名）に支払った報酬の総額は11百万円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人から受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 当社の重要な子会社の株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア他7社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当年度の年間配当金は、前年度と同額の40円とさせていただきます。なお、今後とも株主の皆様の支援に報いる

ため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化投資および厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

自己株式の処分・活用につきましては、当社グループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

(注) 本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	23,264	流動負債	16,889
現金及び預金	6,447	支払手形及び買掛金	3,296
受取手形及び売掛金	6,607	短期借入金	10,205
電子記録債権	1,548	1年内償還予定の社債	1,240
商品及び製品	5,434	未払費用	514
仕掛品	1,729	未払法人税等	59
原材料及び貯蔵品	955	未払消費税等	115
その他の	555	賞与引当金	561
貸倒引当金	△13	その他の	898
固定資産	59,414	固定負債	33,934
有形固定資産	56,519	社債	3,290
建物及び構築物	13,092	長期借入金	12,418
機械装置及び運搬具	2,033	リース債務	859
工具、器具及び備品	173	繰延税金負債	180
土地	39,859	再評価に係る繰延税金負債	6,236
リース資産	1,000	退職給付に係る負債	6,512
建設仮勘定	360	役員退職慰労引当金	68
無形固定資産	224	修繕引当金	40
投資その他の資産	2,670	その他の引当金	4
投資有価証券	891	長期預り敷金保証金	4,149
繰延税金資産	1,395	その他の	173
その他の	458	負債合計	50,824
貸倒引当金	△74	純資産の部	
		株主資本	19,424
		資本金	11,336
		資本剰余金	974
		利益剰余金	8,348
		自己株式	△1,234
		その他の包括利益累計額	11,535
		その他有価証券評価差額金	146
		繰延ヘッジ損益	△46
		土地再評価差額金	13,381
		為替換算調整勘定	△1,523
		退職給付に係る調整累計額	△422
		非支配株主持分	895
		純資産合計	31,855
資産合計	82,679	負債及び純資産合計	82,679

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）

（単位 百万円）

科 目	金 額	
売上高		33,519
売上原価		27,192
売上総利益		6,326
販売費及び一般管理費		5,130
営業利益		1,196
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	24	
受取保険金	24	
補助金収入	328	
雑収入	59	443
営業外費用		
支払利息	240	
新型コロナウイルス感染症による損失	287	
アレンジメントフィー	36	
社債発行費	32	
雑支出	105	703
経常利益		936
特別利益		
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定	102	
固定資産売却益	0	
その他の	4	107
特別損失		
減損損失	1,038	
固定資産除却損	31	
その他の	37	1,107
税金等調整前当期純損失		△62
法人税、住民税及び事業税	175	
法人税等調整額	75	250
当期純損失		△313
非支配株主に帰属する当期純損失		△323
親会社株主に帰属する当期純利益		9

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (2021年 3 月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	15,973	流動負債	17,441
現金及び預金	3,507	支払手形	993
受取掛手形	348	買掛金	1,572
電子記録債権	4,335	短期借入金	5,200
	923	1年内返済予定の長期借入金	4,702
商品及び製品	4,199	1年内償還予定の社債	1,240
仕掛品	1,182	リース債務	166
原材料及び貯蔵品	299	未払金	456
前払費用	21	未払費用	191
前払収入金	470	未払法人税等	6
関係会社短期貸付金	646	前受り金	184
そ の 引 当 金	73	預り金	2,264
固定資産	△37	C M S 預り金	72
	62,382	1年内返還予定の預り金	0
有形固定資産	46,623	証 与 引 当 金	390
建物	11,209	賞 与 の 他	0
構築物	255	固定負債	31,734
機械及び装置	853	社 債	3,290
車両運搬具	2	長期借入金	12,285
工具、器具及び備品	110	リース債務	793
土地	32,932	再評価に係る繰延税金負債	5,924
	907	退職給付引当金	5,100
建設仮勘定	351	修繕引当金	34
無形固定資産	136	長期預り敷金保証金	4,148
ソフトウエア	136	その他負債の合計	158
その他の資産	0		49,176
投資有価証券	15,622	純資産の部	
出資関係会社株	428	株 主 資 本	16,405
出資関係会社出資	12,131	資 本 金	11,336
長期前払費用	1	資本剰余金	977
繰延税金の引当金	1,132	資本準備金	977
	50	利益剰余金	5,325
	1,787	利益準備金	494
	137	その他利益剰余金	4,831
	△48	繰越利益剰余金	4,831
		自己株式	△1,234
		評価・換算差額等	12,773
		その他有価証券評価差額金	50
		繰延ヘッジ損益	△46
		土地再評価差額金	12,769
		純資産合計	29,178
資産合計	78,355	負債及び純資産合計	78,355

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 （2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）

（単位 百万円）

科 目	金 額	
売上高		23,777
売上原価		19,768
売上総利益		4,008
販売費及び一般管理費		2,906
営業利益		1,102
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	92	
受取保険金	24	
補助金収入	99	
雑収入	79	303
営業外費用		
支払利息	236	
社債利息	18	
新型コロナウイルス感染症による損失	110	
アレンジメントフィー	36	
出向者人件費	221	
雑支出	112	736
経常利益		668
特別利益		
投資有価証券売却益	4	4
特別損失		
固定資産処分損失	24	
減損損失	193	
関係会社株式評価損	24	241
税引前当期純利益		431
法人税、住民税及び事業税	22	
法人税等調整額	151	173
当期純利益		258

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 山 上 眞 人 ⑩
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 北 野 和 行 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シキボウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 山 上 眞 人 ⑩
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 北 野 和 行 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シキボウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第208期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

シキボウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	邨 上 義 一 ⑩
監査等委員	山 條 博 通 ⑩
監査等委員	野 邊 義 郎 ⑩

(注) 監査等委員 山條博通及び野邊義郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

事業報告の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり定めております。

1. 当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「シキボウグループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知しております。
 - (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、当社の代表取締役社長執行役員を委員長とし当社の取締役・執行役員・幹部社員およびシキボウグループ子会社各社の代表者を委員とする「シキボウグループコンプライアンス委員会」を設置し、行動規範および行動基準の管理および改訂を行っております。
 - (3) 当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査部門を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図っております。
 - (4) 当社は、内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定めております。
 - (5) シキボウグループにおける内部統制の強化を図るため、前(3)で取り決めた内部統制システムおよび前(4)で取り決めた内部通報制度の対象範囲をシキボウグループ全体としております。
 - (6) シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築しております。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行っております。
 - (2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図っております。
 - (3) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努めております。
3. 当社およびシキボウグループ子会社各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、取締役会、監査等委員会および経営会議により業務執行状況の把握に努めております。また、管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じております。
 - (2) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとしております。
 - (3) 前(1)および(2)の損失の危機の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築しております。
4. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。また、主として執行役員をもって構成される経営会議を原則として月2回開催し、重要な業務執行を審議決定しております。
 - (2) 当社は、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定めております。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に定め、法令および定款の定めに応じた適法かつ円滑な運営を図っております。
 - (3) シキボウグループ子会社各社において、各社の取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則として3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定めております。
 - (4) 当社およびシキボウグループ子会社各社において、各社の経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて、必要な社内規程を定め、その体制を整えております。
5. シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制
- 当社は、シキボウグループの繁栄と成長を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する社内規程を定めております。この規程に基づき、シキボウグループ子会社各社の重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとしております。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する体制ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- (1) 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人が業務にあっております。
 - (2) 監査等委員会事務局の担当者は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員を除く。）からの指示、命令を受けないこととしております。
 - (3) 監査等委員会事務局の担当者の人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承をえることとしております。
7. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告することとしております。
 - (2) 当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役、監査役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口へ直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査等委員会に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととしております。
 - (3) 当社は、内部通報窓口への通報を行った者ならびに監査等委員会または内部通報窓口へ報告を行った当社およびシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員、監査役および使用人に周知しております。

- (4) 当社の監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役または使用人にその説明を求めることができるものとしております。
- (5) 当社の監査等委員会は、シキボウグループの取締役（監査等委員を除く。）・執行役員、監査役および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとしております。
- (6) 当社は、当社の監査等委員がその職務の遂行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

- ①取締役会は19回開催され、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたしました。
- ②監査等委員会は17回開催され、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役の業務執行の適法性および妥当性について監査、監督いたしました。また、監査等委員は、毎四半期決算ごとの監査法人との情報交換のための面談に出席しております。
- ③監査等委員は、内部監査に係る監査結果報告書を定期的に閲覧するほか、内部監査部門と面談し情報交換を実施いたしました。
- ④当社では、独立性・客観性を担保するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である「人事委員会」を設置しており、役員の人事および報酬等に関し審議し、取締役会へ答申しています。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,336	974	8,479	△ 1,237	19,552
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 434		△ 434
土地再評価差額金の取崩			293		293
親会社株主に帰属する当期純利益			9		9
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分				3	3
連結子会社株式の取得による持分の増減					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 131	2	△ 128
当 期 末 残 高	11,336	974	8,348	△ 1,234	19,424

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合		
当 期 首 残 高	6	△ 13	13,675	△ 1,376	△ 538	11,753	1,243	32,549
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△ 434
土地再評価差額金の取崩			△ 293			△ 293		-
親会社株主に帰属する当期純利益								9
自己株式の取得								△ 0
自己株式の処分								3
連結子会社株式の取得による持分の増減								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	139	△ 32	-	△ 146	115	76	△ 348	△ 271
当 期 変 動 額 合 計	139	△ 32	△ 293	△ 146	115	△ 217	△ 348	△ 693
当 期 末 残 高	146	△ 46	13,381	△ 1,523	△ 422	11,535	895	31,855

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は25社であり、主要な連結子会社は、新内外綿株式会社、敷島カンバス株式会社、株式会社シキボウサービス、株式会社マーメイドスポーツ、シキボウリネン株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社、株式会社マーメイドアパレルおよび株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアであります。

2. 連結の範囲の重要な変更

上海敷紡服飾有限公司は、当期中に会社を清算したため、連結の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社25社のうち、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア、ジェイ・ピー・ボスコ株式会社、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷島工業織物（無錫）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司および敷紡（香港）有限公司の事業年度の末日は12月31日、また、新内外綿株式会社および株式会社ナイガイテキスタイルの事業年度の末日は3月25日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。なお、連結子会社については、主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、賃貸用店舗については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産およびのれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主として、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

主として、従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社の一部については、役員の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末日要支給見込額を計上しております。

④ 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している大規模商業施設等における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年

度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社および一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年

度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産減損損失の測定

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有形固定資産	56,519
無形固定資産	224
減損損失	1,038

(注)有形固定資産および無形固定資産のうち、減損対象となった事業セグメントに帰属する残高は、繊維セグメント7,449百万円、不動産・サービスセグメント36,146百万円であります。

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(連結損益計算書に関する注記)の減損損失」に記載した内容と同一であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	31,568百万円
建物等	12,310
預金(質権)	309
その他(投資その他の資産)	135
計	44,324
うち工場財団	(10,973)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	14,950百万円
預り敷金・保証金(返済1年以内のものを含む)	4,047
計	18,997

なお、その他(投資その他の資産)10百万円を関税法に基づく輸入許可前引取り承認制度として担保に差入れており、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 59,393百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 土地の再評価

当社および連結子会社である株式会社シキボウ堺において、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定

める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

12,859百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 13百万円

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
事業用資産	岐阜県海津市	土地	193
事業用資産	岐阜県海津市	土地及び建物他	844
合計			1,038

当社グループは減損損失の算定に当たり、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。遊休資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

このうち、収益性の低下等により減損の兆候を認識した資産グループについては、帳簿価額を回収可能評価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地が889百万円、建物及び構築物が38百万円、機械装置及び運搬具が54百万円、工具、器具及び備品が31百万円、無形固定資産が24百万円であります。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士により鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

そのため、鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況悪化等が発生した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 期末
普通株式	11,810,829株	—	—	11,810,829株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 期末
普通株式	1,024,587株	489株	3,168株	1,021,908株

(注) 普通株式の自己株式には、信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度期首に80,622株、当連結会計年度期末に77,454株含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 489株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託からの株式の給付による減少 3,168株

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	434百万円	40.0円	2020年3月31日	2020年6月29日

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う予定の剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	434百万円	40.0円	2021年3月31日	2021年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金(電子記録債権を含む)は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されております。

有価証券は、譲渡性預金であり、市場価格の変動リスクはほとんどないと判断しております。また、投資有価証券は、余資運用および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で13年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）

を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門および経営管理部が連携し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引等により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務に対する先物為替予約を行っております。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、各社共通の「リスク管理規程」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理およびその執行を各社の経理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(注2) 参照)

	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,447	6,447	—
(2) 受取手形及び売掛金 (電子記録債権を含む) 貸倒引当金 (※1)	8,155 △13		
	8,141	8,141	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	721	721	—
資 産 計	15,310	15,310	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,296	3,296	—
(2) 短期借入金	5,490	5,490	—
(3) 社債 (1年内償還社債含む)	4,530	4,532	2
(4) 長期借入金 (1年内返済長期借入金含む)	17,133	17,141	8
負 債 計	30,449	30,460	11
デリバティブ取引 (※2)	△66	△66	—

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金 ならびに (2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債 (1年内償還社債含む)

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金 (1年内返済長期借入金含む)

変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等を時価としております。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金ならびに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。(上記資産(2)および負債(1)参照)

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記負債(4)参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (※1)	169
敷金及び保証金 (負債) (※2)	4,150

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(※2) 敷金及び保証金 (負債) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、大阪府、兵庫県、高知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額および時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度末の時価 (百万円)
賃貸等不動産	32,050	28,134

(注) 1. 取得原価から減価償却累計額を控除しております。

2. 当連結会計年度末の時価は、以下によります。

主要な物件については、「不動産鑑定評価基準」に準じて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,869円61銭

1株当たり当期純利益 0円91銭

(注) 株式報酬制度 (役員向け株式給付信託) に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託口) (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社及び資

産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。）が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度は77,454株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度は78,428株であります。

（重要な後発事象に関する注記）

1. 簡易株式交換による完全子会社化

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である新内外綿株式会社（以下「新内外綿」といいます。）との間で、当社を株式交換完全親会社、新内外綿を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、当社と新内外綿との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

本株式交換により、その効力発生日である2021年7月26日（予定）をもって、当社は新内外綿の完全親会社となり、完全子会社となる新内外綿の普通株式（以下「新内外綿株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所市場第二部において、2021年7月20日付で上場廃止（最終売買日は2021年7月19日）となる予定です。

（1）本株式交換の概要

①株式交換完全子会社の名称

株式交換完全子会社の名称	新内外綿株式会社
--------------	----------

②本株式交換の目的

- ・両社の強みを活かした商品開発や技術開発における相乗効果
- ・両社の生産拠点の活用における効率化
- ・事業機会拡大の相乗効果

③本株式交換の効力発生日

2021年7月26日（予定）

④株式交換の方式

なお、本株式交換は、当社においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けることなく、また、新内外綿においては、2021年6月22日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2021年7月26日を効力発生日として行うことを予定しております。

（2）株式の種類別の交換比率およびその算定方法ならびに交付する株式数

①株式の種類別の交換比率

当社は、新内外綿株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.64株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する新内外綿株式（2021年4月28日現在1,020,061株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社および新内外綿が協議し合意の上、変更することがあります。

また、本株式交換により交付する当社株式は、全て当社の保有する自己株式を充当する予定であり、

当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

②株式交換比率の算定方法

当社および新内外綿は、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、受領した株式交換比率の算定書およびリーガル・アドバイザーからの助言等を踏まえて慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資すると判断いたしました。

③交付する予定の株式数

598,684株

(3) 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

1. 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社の取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、従来の金銭報酬の一部を株式に換えて各取締役等の役位に応じて当社株式を給付する株式報酬制度です。なお、当社の取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

2. 信託に残存する自社の株式

本制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が、当社株式925,000株を取得しております。なお、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、83百万円及び77,454株であります。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金計 合		
					繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	11,336	977	977	451	5,165	5,616	△ 1,237	16,692
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△ 434	△ 434		△ 434
利 益 準 備 金 の 積 立				43	△ 43	-		-
土地再評価差額金の取崩					△ 113	△ 113		△ 113
当 期 純 利 益					258	258		258
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
自 己 株 式 の 処 分							3	3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計				43	△ 334	△ 290	2	△ 287
当 期 末 残 高	11,336	977	977	494	4,831	5,325	△ 1,234	16,405

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 9	△ 17	12,655	12,628	29,321
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 434
利 益 準 備 金 の 積 立					-
土地再評価差額金の取崩			113	113	-
当 期 純 利 益					258
自 己 株 式 の 取 得					△ 0
自 己 株 式 の 処 分					3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	59	△ 28		31	31
当 期 変 動 額 合 計	59	△ 28	113	144	△ 142
当 期 末 残 高	50	△ 46	12,769	12,773	29,178

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、賃貸用店舗については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零(残価保証がある場合は当該金額)とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 修繕引当金

長期賃貸契約を締結している大規模商業施設における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定等に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（重要な会計上の見積り）

固定資産減損損失の測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
有形固定資産	46,623
無形固定資産	136
減損損失	193

（注）有形固定資産および無形固定資産のうち、減損対象となった事業セグメントに帰属する残高は、不動産・サービスセグメント33,572百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

個別注記表「（損益計算書に関する注記）の減損損失」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	26,432百万円
建物等	11,552
預金（質権）	309
計	38,294
うち工場財団	(6,596)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	14,693百万円
預り敷金・保証金（返済1年以内のものを含む）	4,047
計	18,741

なお、その他（投資その他の資産）10百万円を関税法に基づく輸入許可前引取り承認制度として担保に差入れており、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,633百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 保証債務

下記の会社の借入金および営業取引に対し債務保証を行っております。

株式会社マーメイドスポーツ	30百万円
株式会社マーメイドテキスタイル	30
インダストリーインドネシア	
計	60

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権	2,317百万円
(2) 短期金銭債務	2,736百万円
(3) 長期金銭債権	一百万円
(4) 長期金銭債務	24百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

12,258百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 6,887百万円

仕入高 4,529百万円

その他 478百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 124百万円

営業外費用 219百万円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失（百万円）
事業用資産	岐阜県海津市	土地	193
合計			193

当社は減損損失の算定に当たり、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づきグルーピングを行っております。遊休資産については、物件単位ごとにグルーピングを行っております。

このうち、収益性の低下等により減損の兆候を認識した資産グループについては、帳簿価額を回収可能評価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額の算定においては、主として不動産鑑定士により鑑定評価額を合理的に算定された価額とし、当該鑑定評価額から、過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除しております。

そのため、鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況悪化等が発生した場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	1,024,587株	489株	3,168株	1,021,908株

(注) 普通株式の自己株式には、信託が保有する自社の株式が、当事業年度期首に80,622株、

当事業年度期末に77,454株含まれています。

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加

489株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託からの株式の給付による減少

3,168株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	119百万円
退職給付引当金	1,559
有価証券評価損	1,729
その他	335
繰延税金資産小計	3,743
評価性引当額	△1,927
繰延税金資産合計	1,816

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	23百万円
繰延ヘッジ利益	4
繰延税金負債合計	28

繰延税金資産の純額 1,787

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金 (損)	207百万円
評価性引当額	△207
土地再評価差額金 (益)	5,924
再評価に係る繰延税金負債の純額	5,924

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	敷 島 カ ン バ ス 株 式 会 社	あり	当社製品の販売	当社製品の販売 (※1)	4,893	売掛金	1,301
子会社	株 式 会 社 シ キ ボ ウ 江 南	あり	当社製品の加工	担保の受入 (※2)	3,397	—	—
子会社	株 式 会 社 シ キ ボ ウ 堺	あり	当社製品の加工	担保の受入 (※2)	4,048	—	—

(注) 1. 上記の3子会社の議決権は、いずれも当社が100%直接所有しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(※2) 担保の受入は、当社の金融機関からの借入に対して、子会社から担保が提供されているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,704円52銭

1株当たり当期純利益 23円92銭

(注) 株式報酬制度 (役員向け株式給付信託) に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度は77,454株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度は

78,428株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 簡易株式交換による完全子会社化

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。